

平成三十一年度 大学院人文科学府修士課程第1期入学試験問題

（日本史学）

次の一～八の設問から六問を選び解答せよ。但し、解答はすべて縦書きとすること。

一 日本古代史の研究において大きな業績を上げた研究者を一人挙げ（故人と現存者とを問わない。ただし、出身校の教員は除く）、その主要な業績について、十行以上二十行以内で紹介・論評せよ。

二 左に掲げた史料に関する設問 (一) ～ (五) に答えよ。

二、原作一、據寮本改

速、原作速、今從寮本傍注
然、原作也、今意改○大、今意補

々々、略記无

保良、略記无

行、略記此下有天字

云、略記作宜○
疑、略記此下有天字○肯、略記作敢○事、原作來、據寮本神本改
改、略記无○典、略記此上有職字
先、略記无○止、久、據略記補○之、天、原作時、今從略記
官、據略記紀略補○
先、略記改○如、緣、今意改○必、先、略記作先○紀、本、原作、據紀、下同、本集本改、二日、下文作七日

十一月三日、先度詔書參議廣相朝臣

所作也。次二度詔書同人所作也。而諸公卿依不先觸及於己、毀譖作者、右少弁希持官奏詣太政大臣許、大臣先問曰、先詔旨者、先關白太政大臣、而後奏下者、後詔以阿衡之任為卿任者、此事如何、是彼大臣逢希而所言之事也。答曰、關白奏下并阿衡之由、憶念依同其義、而先所白也云々。朕聽其言、召希問之、希具奏其趣、仍召對廣相朝臣与佐世等、詳問其事、佐世以為引阿衡者是不預政事之義也。以此答之、欲定其事、公卿等皆稱病退出。明日左大臣進奏曰、太政大臣不聽事已久、速出權謀、改詔書可施行。朕聽此言、不肯容許、大臣固請、然則不可、知速誅錯可防之未然、朕遂不得志、枉隨大臣請、濁世之事如是、可為長大息也。

天皇加詔旨良万宣御命手衆聞食止宣不。太政大臣藤原朝臣先々乃御世々々利國家手濟助々朝政手惣攝奉仕賜倍利。又援立先帝保護朕躬天。功大德高已止。古之周霍与利超多利。朕即位之初仁所念行已保累代乃聖明毛猶仰其輔助利。况乎末少子仁之何不倚賴委付无止所念行。去十一月廿一日下詔書云、万機巨細皆關白於太政大臣然後奏下。而上表天。固執閑退之志、爰即令左大弁橋朝臣廣相作勅答而下之。其結句云、以阿衡之任為卿之任、而尙持疑、不肯視事、天下之務皆盡擁滯多利。於是使明經紀傳之道人々等勸之。申云、阿衡者是殷世三公官名、三公者坐而論道、无典職、止申世利。然則以三公之貴天、更煩碎之務手聞給倍久不在奈利。然而朕之本意波、万政手關白天。欲賴其輔導、止之天。前詔波下世流、而奉旨作勅答之人廣相加引阿衡波、已乖朕本意多端。奈利字倍母弥固凶辞退之坐利止。驚支御坐之天、更重天述御意天宣久。太政大臣自今以後、衆務手輔行比百宣手統賜倍應奏之事、應下之事、如先詔稟。朕將垂拱而仰成止宣御命手衆食止宣。

仁和四年六月二日

(一) 史料にでてくる「朕」とは誰か、答えよ。

(二) 史料にでてくる「太政大臣」とは誰か、答えよ。

(三) 太政大臣の発言部分を読み下せ。

(四) 宣命体の詔書の冒頭二行を読み下せ。

(五) ここで嘆かれている事件は、一般的にはどう呼ばれているか、答えよ。

三 次の史料は青方文書の貞和六年（一三五〇）の文書である。史料を読み、設問（一）～（五）に答えよ。

松浦青方次郎四郎重・神崎弥三郎義等謹言上、

欲早依重代相伝公驗証文等、且任当知行実令拝領安堵御下文、備向後亀鏡弥全知行、肥前

国五島内西浦目田島・在家・山野・河海、同国安富配分田地・在家等地頭職事、

右、於所領等者、帶普（譜）代公驗手繼証文等、当知行無相違之地也、仍下賜安堵御下文、

欲備向後亀鏡、仍言上如件、

貞和六年十一月 日

（裏書）「任此状可令領掌、若構不実者、可処重科之状如件、

貞和六年十二月十三日

（花押）（足利直冬）」

（一）この文書の本文を書き下せ。

（二）この文書の古文書学的な名称を記せ。

（三）この文書には、足利直冬の裏書がある。裏書の本文を現代語に訳せ。

（四）この裏書はどのような機能を持っているか説明せよ。

（五）この貞和五年の文書の政治的背景について記せ。

四 日本中世における中央と地方の関係について、具体的な例をあげて説明せよ。

五 日本近世史に関する次の語句（一）～（四）を説明せよ。

（一）寺請制度

（二）西海捕鯨

（三）『西域物語』

（四）鳥居耀蔵

六 次の史料は「崎陽齋来目録」に収録された天保元（一八三〇）年の「オランダ風説書」である。これを読み、設問（一）～（三）に答えよ。

著作権上の理由により，WEB公開版
では，問題文から削除した。

（早稲田大学所蔵）

（一）最初の二つ書き（一） 当年来朝之（以下）について、積文を作成せよ。但し、漢字及び変体仮名は、現行通用のものを用い、適切な位置に読点を付けること。

（二）（一）で示した二つ書きの部分を解釈せよ。

（三）「オランダ風説書」の作成過程を、この史料に即して説明せよ。その際、この史料が作成された場所や宛所についても記すこと。

七 次（一）の史料は、ある政治家が記した日記の一部（時期は内閣総理大臣在職時）である。これを読み、設問（二）と（四）に答えよ。

著作権上の理由により，WEB公開版では，問題文から削除した。

(一) この史料を作成した政治家(日記の書き手)の姓名を記せ。

(二) この史料に登場する「床次」、「加藤海相」、「宋秉峻」について、それぞれ説明せよ。

(三) この史料では、内閣総理大臣である日記の書き手が「議會ヲ解散シテ政界ノ一新ヲ計ルノ外ナキカト思フ」と閣僚たちに相談している。日記の書き手が衆議院の解散を提案した理由について、この史料に記されている内容を解釈しつつ、説明せよ。

(四) この史料は何年何月の日記の一部だと推定できるか。時期をできるだけ限定した上で、その根拠をあわせて説明せよ。

八 日本近現代史に関する次の(一)～(四)の人名・語句を説明せよ。

(一) 福地源一郎

(二) 帝室制度調査局

(三) 十五銀行

(四) 緑風会